

表2-1 精神障害の労災補償状況

区 分		年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害	請求件数		2060 (952)	2051 (999)	2346 (1185)	2683 (1301)	3575 (1850)
	決定件数 注2		1586 (688)	1906 (887)	1953 (985)	1986 (966)	2583 (1283)
	うち支給決定 件数 注3		509 (179)	608 (256)	629 (277)	710 (317)	883 (412)
	[認定率]注5		[32.1%] (26.0%)	[31.9%] (28.9%)	[32.2%] (28.1%)	[35.8%] (32.8%)	[34.2%] (32.1%)
う ち 自 殺 注6	請求件数		202 (16)	155 (20)	171 (15)	183 (29)	212 (24)
	決定件数		185 (17)	179 (17)	167 (20)	155 (20)	170 (23)
	うち支給決定 件数		88 (4)	81 (4)	79 (4)	67 (6)	79 (7)
	[認定率]		[47.6%] (23.5%)	[45.3%] (23.5%)	[47.3%] (20.0%)	[43.2%] (30.0%)	[46.5%] (30.4%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注7

区 分		年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害	支給決定件数 注8		8 (1)	25 (7)	22 (6)	25 (6)	18 (8)
	うち自殺		2 (0)	12 (0)	5 (0)	1 (0)	5 (0)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 複数業務要因災害として決定した事案は、上表における決定件数の外数である。
 5 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 6 自殺は、未遂を含む件数である。
 7 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったこと等に伴い新たに支給決定した事案である。
 8 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
 9 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

図2-1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移

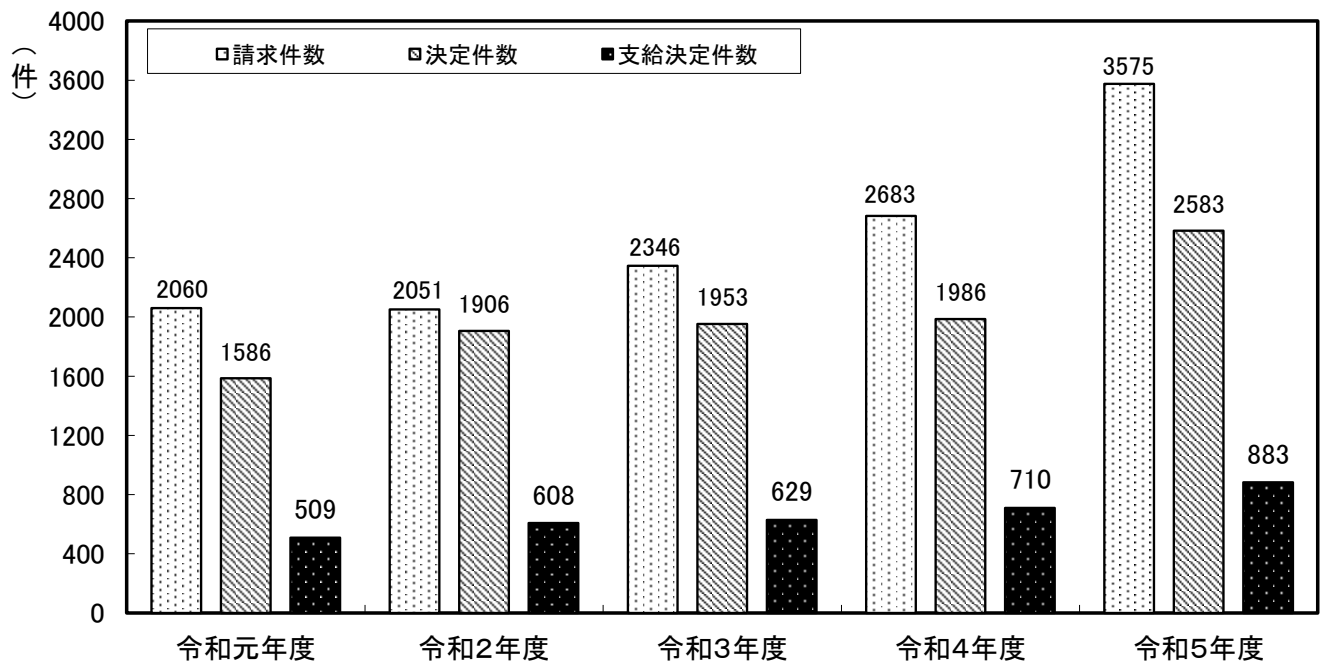


表2-2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	令和4年度			令和5年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業・漁業・鉱業、採石業、砂利採取業	35 (6) 5 (0)	21 (2) 1 (0)	12 (0) 0 (0)	18 (7) 1 (0)	27 (6) 4 (0)	10 (0) 3 (0)
製造業	392 (105) 45 (3)	301 (91) 38 (4)	104 (27) 12 (1)	499 (159) 44 (0)	414 (117) 41 (1)	121 (32) 16 (0)
建設業	158 (34) 17 (3)	98 (17) 20 (1)	53 (6) 14 (1)	194 (43) 31 (2)	154 (35) 16 (1)	82 (16) 12 (0)
運輸業、郵便業	246 (71) 16 (0)	150 (41) 15 (0)	63 (14) 9 (0)	311 (92) 18 (1)	255 (77) 19 (0)	101 (23) 8 (0)
卸売業、小売業	383 (182) 26 (1)	282 (139) 27 (3)	100 (46) 10 (2)	491 (275) 35 (5)	355 (180) 27 (1)	103 (44) 14 (1)
金融業、保険業	76 (51) 3 (1)	66 (39) 1 (0)	17 (12) 0 (0)	70 (44) 3 (0)	58 (43) 2 (0)	12 (7) 2 (0)
教育、学習支援業	84 (50) 8 (5)	65 (34) 4 (1)	23 (12) 2 (1)	137 (84) 5 (4)	87 (53) 8 (6)	22 (12) 3 (2)
医療、福祉	624 (475) 25 (10)	474 (358) 14 (4)	164 (125) 6 (1)	887 (672) 22 (7)	627 (483) 20 (10)	219 (175) 6 (3)
情報通信業	118 (44) 9 (1)	90 (29) 5 (1)	32 (13) 1 (0)	160 (68) 14 (2)	76 (30) 6 (0)	25 (9) 4 (0)
宿泊業、飲食サービス業	133 (67) 5 (1)	93 (50) 5 (0)	42 (17) 4 (0)	181 (89) 8 (0)	117 (60) 3 (1)	49 (23) 1 (0)
サービス業(他に分類されないもの)	170 (85) 7 (0)	114 (54) 6 (1)	31 (16) 2 (0)	258 (121) 11 (2)	169 (78) 6 (1)	48 (19) 4 (0)
その他の事業(上記以外の事業)	264 (131) 17 (4)	232 (112) 19 (5)	69 (29) 7 (0)	369 (196) 20 (1)	244 (121) 18 (2)	91 (52) 6 (1)
合計	2683 (1301) 183 (29)	1986 (966) 155 (20)	710 (317) 67 (6)	3575 (1850) 212 (24)	2583 (1283) 170 (23)	883 (412) 79 (7)

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
 2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」などである。
 3 ()内は女性の件数で、内数である。
 4 < >内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

図2-2 業種別構成比

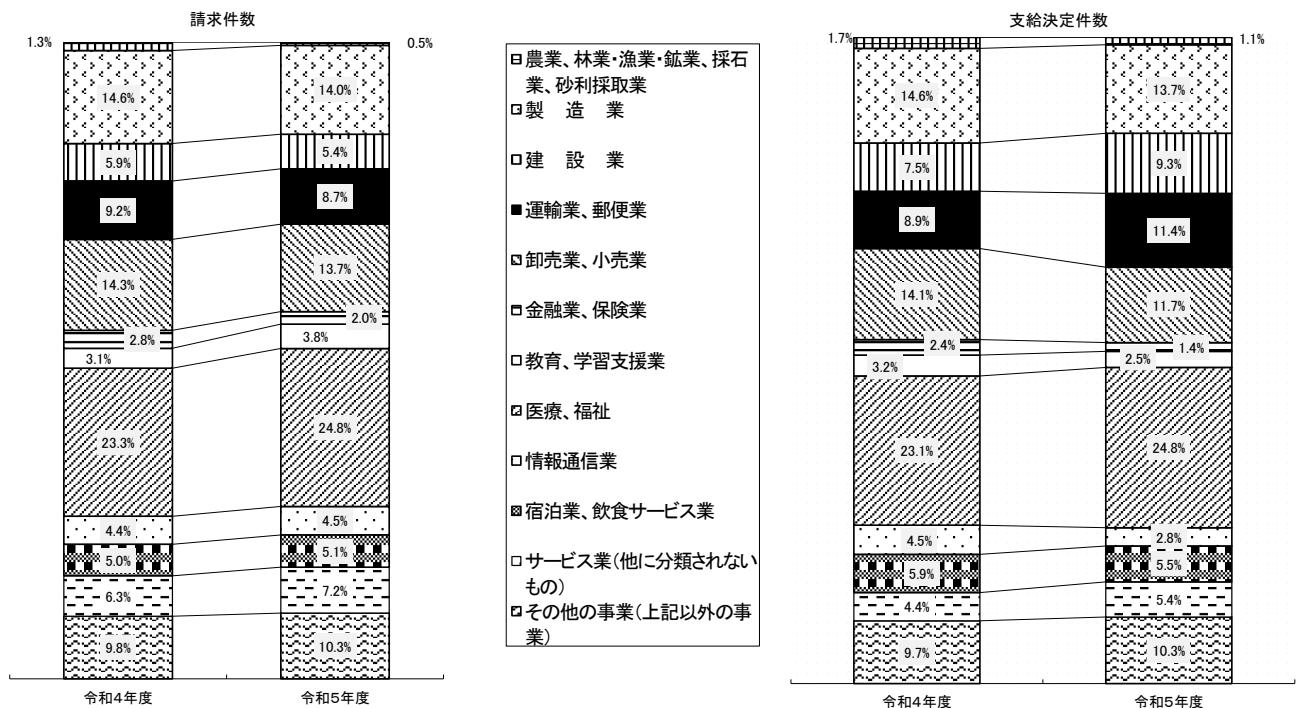


表2-2-1 精神障害の請求件数の多い業種(中分類の上位15業種)

令和5年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	494 (366) < 12 (4) >
2	医療、福祉	医療業	390 (303) < 10 (3) >
3	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	152 (39) < 7 (1) >
4	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	134 (65) < 6 (2) >
5	卸売業、小売業	その他の小売業	111 (69) < 9 (1) >
6	建設業	総合工事業	105 (24) < 17 (1) >
6	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	105 (47) < 7 (0) >
8	情報通信業	情報サービス業	102 (42) < 10 (1) >
9	教育、学習支援業	学校教育	100 (66) < 5 (4) >
10	卸売業、小売業	各種商品小売業	81 (41) < 4 (0) >
11	製造業	輸送用機械器具製造業	79 (22) < 11 (0) >
12	製造業	食料品製造業	75 (41) < 2 (0) >
13	学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	61 (27) < 4 (1) >
13	建設業	設備工事業	61 (11) < 9 (0) >
13	卸売業、小売業	機械器具小売業	61 (29) < 4 (1) >

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

3 <>内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-2-2 精神障害の支給決定件数の多い業種(中分類の上位15業種)

令和5年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定 件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	112 (91) < 3 (3) >
2	医療、福祉	医療業	105 (83) < 3 (0) >
3	建設業	総合工事業	57 (10) < 8 (0) >
4	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	56 (11) < 4 (0) >
5	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	27 (14) < 0 (0) >
6	卸売業、小売業	その他の小売業	24 (11) < 2 (0) >
7	製造業	輸送用機械器具製造業	23 (5) < 4 (0) >
8	製造業	食料品製造業	20 (11) < 1 (0) >
9	学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)	19 (8) < 2 (0) >
9	建設業	設備工事業	19 (3) < 4 (0) >
11	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	18 (8) < 0 (0) >
12	卸売業、小売業	飲食料品小売業	17 (11) < 2 (0) >
12	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	17 (8) < 1 (0) >
14	教育、学習支援業	学校教育	16 (9) < 3 (2) >
14	卸売業、小売業	各種商品小売業	16 (6) < 1 (1) >

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

3 < >内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種(大分類)	令和4年度			令和5年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	699 (394) 〈 48 (7) 〉	499 (276) 〈 35 (3) 〉	175 (101) 〈 14 (2) 〉	990 (578) 〈 70 (11) 〉	714 (421) 〈 42 (10) 〉	259 (151) 〈 20 (4) 〉
管理的職業従事者	101 (24) 〈 23 (1) 〉	77 (11) 〈 17 (0) 〉	37 (5) 〈 11 (0) 〉	95 (25) 〈 12 (1) 〉	108 (29) 〈 21 (1) 〉	52 (10) 〈 15 (1) 〉
事務従事者	566 (354) 〈 32 (10) 〉	405 (265) 〈 31 (10) 〉	109 (66) 〈 11 (0) 〉	782 (502) 〈 35 (7) 〉	541 (346) 〈 29 (5) 〉	154 (92) 〈 12 (1) 〉
販売従事者	308 (146) 〈 23 (1) 〉	239 (121) 〈 18 (3) 〉	87 (44) 〈 8 (2) 〉	352 (190) 〈 18 (3) 〉	271 (127) 〈 20 (0) 〉	78 (36) 〈 10 (0) 〉
サービス職業従事者	373 (233) 〈 16 (7) 〉	293 (190) 〈 10 (3) 〉	105 (66) 〈 4 (1) 〉	579 (358) 〈 21 (0) 〉	344 (218) 〈 17 (6) 〉	126 (86) 〈 4 (1) 〉
輸送・機械運転従事者	152 (26) 〈 6 (0) 〉	101 (16) 〈 6 (0) 〉	46 (7) 〈 4 (0) 〉	184 (31) 〈 8 (0) 〉	154 (29) 〈 5 (0) 〉	65 (10) 〈 3 (0) 〉
生産工程従事者	251 (64) 〈 19 (1) 〉	204 (50) 〈 19 (1) 〉	82 (18) 〈 8 (1) 〉	310 (81) 〈 27 (1) 〉	231 (56) 〈 19 (0) 〉	74 (14) 〈 7 (0) 〉
運搬・清掃・包装等従事者	111 (43) 〈 7 (0) 〉	84 (30) 〈 6 (0) 〉	23 (6) 〈 1 (0) 〉	153 (57) 〈 5 (1) 〉	121 (43) 〈 7 (0) 〉	32 (9) 〈 2 (0) 〉
建設・採掘従事者	76 (5) 〈 3 (0) 〉	50 (5) 〈 9 (0) 〉	31 (4) 〈 5 (0) 〉	75 (6) 〈 11 (0) 〉	64 (4) 〈 5 (0) 〉	35 (4) 〈 4 (0) 〉
その他の職種 (上記以外の職種)	46 (12) 〈 6 (2) 〉	34 (2) 〈 4 (0) 〉	15 (0) 〈 1 (0) 〉	55 (22) 〈 5 (0) 〉	35 (10) 〈 5 (1) 〉	8 (0) 〈 2 (0) 〉
合計	2683 (1301) 〈 183 (29) 〉	1986 (966) 〈 155 (20) 〉	710 (317) 〈 67 (6) 〉	3575 (1850) 〈 212 (24) 〉	2583 (1283) 〈 170 (23) 〉	883 (412) 〈 79 (7) 〉

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
 2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
 3 ()内は女性の件数で、内数である。
 4 〈 〉内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

図2-3 職種別構成比

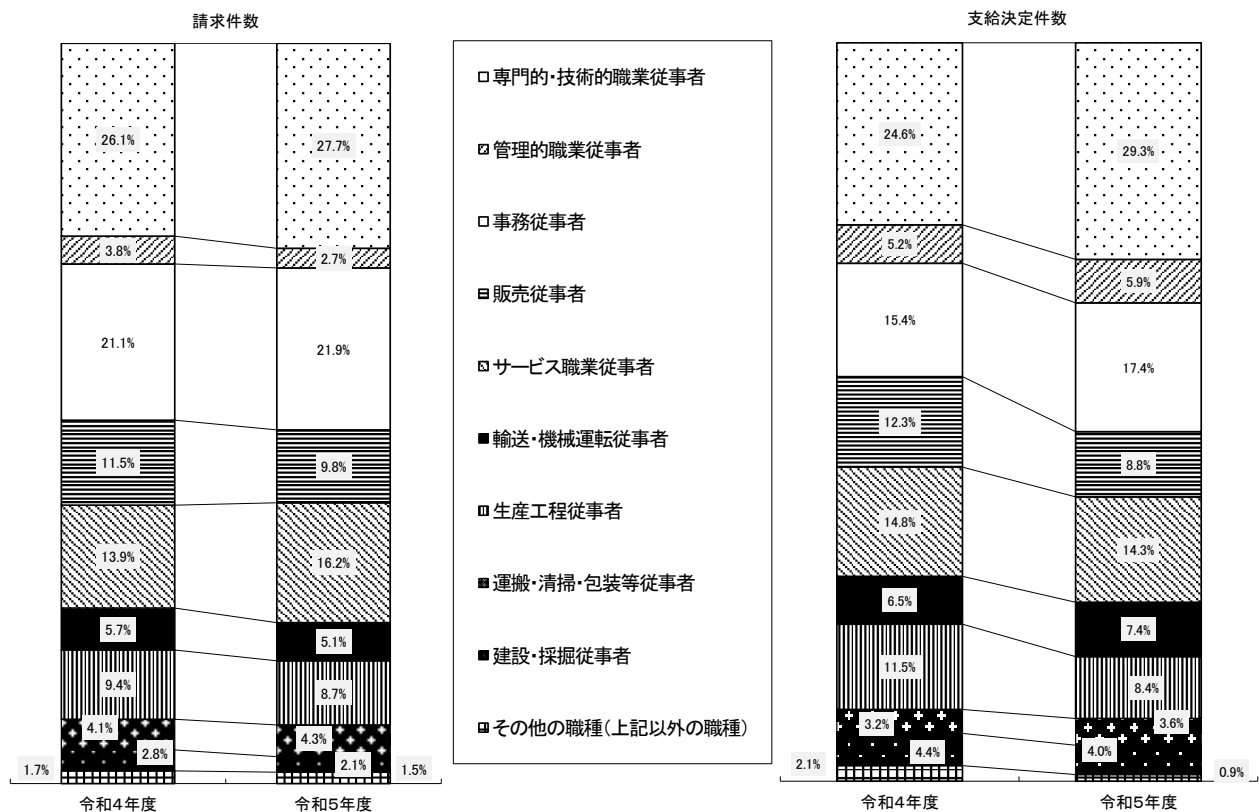


表2-3-1 精神障害の請求件数の多い職種(中分類の上位15職種)

令和5年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	582 (393) 〈 21 (4) 〉
2	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	224 (198) 〈 3 (2) 〉
3	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	209 (146) 〈 7 (0) 〉
4	販売従事者	商品販売従事者	182 (125) 〈 7 (2) 〉
5	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	167 (136) 〈 3 (3) 〉
6	販売従事者	営業職業従事者	166 (62) 〈 11 (1) 〉
7	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	152 (22) 〈 5 (0) 〉
8	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	122 (65) 〈 7 (0) 〉
9	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	114 (39) 〈 6 (0) 〉
10	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	93 (28) 〈 5 (1) 〉
11	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	90 (55) 〈 3 (0) 〉
12	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	85 (10) 〈 15 (0) 〉
13	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	83 (23) 〈 12 (1) 〉
13	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	83 (47) 〈 3 (0) 〉
15	事務従事者	営業・販売事務従事者	78 (45) 〈 8 (0) 〉

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

3 < >内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-3-2 精神障害の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

令和5年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定 件数
1	事務従事者	一般事務従事者	107 (70) < 9 (1) >
2	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	77 (69) < 1 (1) >
3	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	53 (9) < 3 (0) >
4	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	43 (38) < 1 (1) >
4	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	43 (34) < 1 (1) >
6	販売従事者	営業職業従事者	41 (13) < 9 (0) >
7	販売従事者	商品販売従事者	34 (22) < 0 (0) >
8	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	30 (19) < 1 (0) >
9	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	29 (4) < 6 (0) >
9	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	29 (6) < 8 (0) >
11	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	28 (8) < 3 (0) >
12	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	22 (6) < 2 (0) >
13	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	21 (4) < 5 (1) >
14	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	20 (11) < 1 (0) >
15	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	18 (5) < 4 (0) >

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

3 < >内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度 年齢	令和4年度						令和5年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺
19歳以下	29 (10)	6 (1)	17 (9)	0 (0)	6 (1)	0 (0)	23 (13)	1 (0)	25 (10)	5 (0)	7 (4)	0 (0)
20~29歳	554 (336)	42 (12)	416 (235)	36 (5)	183 (97)	15 (2)	779 (483)	49 (7)	539 (324)	36 (8)	206 (115)	17 (3)
30~39歳	600 (265)	35 (6)	471 (214)	40 (4)	169 (70)	16 (1)	847 (425)	47 (6)	581 (288)	27 (6)	203 (95)	6 (1)
40~49歳	779 (368)	49 (7)	601 (298)	45 (7)	213 (97)	17 (0)	953 (459)	53 (4)	712 (320)	43 (4)	239 (99)	23 (1)
50~59歳	584 (269)	45 (3)	408 (179)	30 (4)	119 (44)	18 (3)	795 (394)	53 (7)	589 (286)	51 (5)	190 (84)	30 (2)
60歳以上	137 (53)	6 (0)	73 (31)	4 (0)	20 (8)	1 (0)	178 (76)	9 (0)	137 (55)	8 (0)	38 (15)	3 (0)
合計	2683 (1301)	183 (29)	1986 (966)	155 (20)	710 (317)	67 (6)	3575 (1850)	212 (24)	2583 (1283)	170 (23)	883 (412)	79 (7)

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。
 2 ()内は女性の件数で、内数である。

図2-4 年齢別構成比

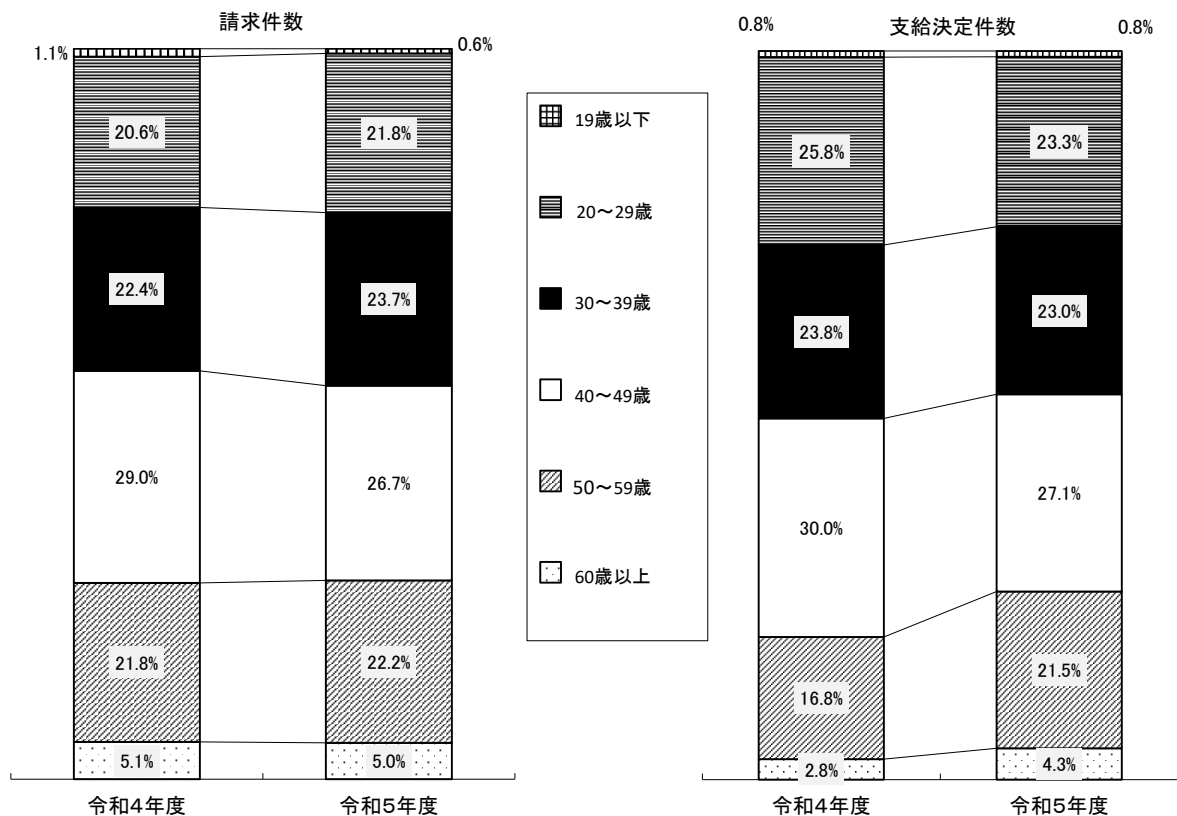


表2-5 精神障害の都道府県別請求、決定及び支給決定件数

令和5年度

	精神障害					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺
北海道	125 (64)	11 (0)	99 (42)	12 (0)	45 (18)	5 (0)
青森	24 (19)	2 (0)	12 (7)	0 (0)	7 (3)	0 (0)
岩手	17 (4)	2 (0)	18 (7)	3 (0)	7 (3)	2 (0)
宮城	59 (33)	5 (0)	58 (32)	5 (0)	17 (7)	2 (0)
秋田	17 (8)	1 (0)	14 (6)	3 (0)	5 (3)	1 (0)
山形	27 (16)	1 (0)	22 (14)	3 (2)	14 (8)	2 (1)
福島	37 (19)	4 (0)	27 (11)	3 (0)	7 (4)	1 (0)
茨城	46 (20)	2 (0)	35 (12)	4 (1)	12 (3)	2 (0)
栃木	25 (10)	4 (1)	25 (8)	2 (0)	10 (5)	1 (0)
群馬	39 (21)	4 (1)	26 (15)	4 (3)	11 (5)	1 (1)
埼玉	151 (74)	2 (0)	114 (51)	6 (0)	37 (13)	1 (0)
千葉	119 (68)	3 (0)	72 (36)	4 (0)	22 (9)	4 (0)
東京	758 (408)	32 (7)	433 (242)	15 (1)	117 (65)	9 (1)
神奈川	253 (138)	10 (3)	204 (110)	9 (2)	50 (22)	3 (1)
新潟	41 (18)	2 (0)	34 (14)	1 (0)	18 (5)	1 (0)
富山	17 (10)	3 (0)	17 (9)	3 (1)	3 (3)	0 (0)
石川	25 (13)	2 (0)	14 (8)	1 (0)	5 (4)	1 (0)
福井	21 (9)	1 (0)	12 (5)	2 (0)	3 (1)	0 (0)
山梨	17 (10)	4 (0)	13 (4)	3 (0)	8 (3)	1 (0)
長野	51 (29)	6 (2)	49 (22)	5 (2)	15 (12)	2 (2)
岐阜	27 (9)	4 (0)	28 (11)	2 (0)	10 (5)	1 (0)
静岡	108 (52)	12 (0)	71 (37)	4 (0)	27 (15)	2 (0)
愛知	259 (128)	17 (1)	159 (75)	9 (1)	62 (25)	4 (0)
三重	58 (28)	4 (0)	48 (27)	3 (0)	25 (15)	3 (0)
滋賀	27 (11)	4 (2)	26 (12)	1 (1)	13 (6)	0 (0)
京都	98 (49)	4 (0)	81 (40)	2 (0)	20 (10)	2 (0)
大阪	300 (162)	16 (2)	293 (142)	20 (2)	85 (34)	9 (0)
兵庫	122 (63)	5 (1)	112 (55)	4 (1)	31 (17)	2 (0)
奈良	31 (18)	1 (0)	21 (9)	2 (0)	10 (4)	1 (0)
和歌山	23 (10)	3 (0)	16 (8)	2 (0)	10 (4)	1 (0)
鳥取	10 (8)	0 (0)	7 (5)	0 (0)	3 (2)	0 (0)
島根	12 (5)	0 (0)	7 (3)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
岡山	56 (32)	2 (0)	41 (26)	1 (0)	22 (14)	1 (0)
広島	71 (30)	8 (1)	63 (30)	6 (1)	23 (14)	1 (0)
山口	21 (12)	0 (0)	14 (8)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
徳島	18 (9)	3 (0)	15 (6)	2 (0)	1 (0)	0 (0)
香川	18 (6)	1 (0)	11 (3)	1 (0)	6 (2)	0 (0)
愛媛	37 (19)	3 (0)	21 (9)	2 (0)	7 (2)	1 (0)
高知	20 (12)	0 (0)	11 (4)	1 (0)	7 (1)	0 (0)
福岡	165 (78)	11 (1)	85 (43)	5 (0)	41 (24)	4 (0)
佐賀	31 (23)	0 (0)	20 (15)	1 (1)	10 (6)	0 (0)
長崎	31 (14)	2 (0)	29 (17)	2 (1)	4 (1)	0 (0)
熊本	31 (20)	0 (0)	13 (5)	1 (0)	7 (2)	1 (0)
大分	30 (13)	4 (1)	25 (9)	2 (1)	17 (5)	2 (1)
宮崎	29 (14)	2 (0)	16 (6)	4 (0)	7 (1)	3 (0)
鹿児島	38 (19)	3 (1)	23 (9)	3 (0)	10 (4)	2 (0)
沖縄	35 (15)	2 (0)	29 (14)	2 (2)	10 (3)	0 (0)
合計	3575 (1850)	212 (24)	2583 (1283)	170 (23)	883 (412)	79 (7)

注1 自殺は、未遂を含む件数である。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-6 精神障害の時間外労働時間別(1か月平均)支給決定件数

区分	年度		年度	
	令和4年度	うち自殺	令和5年度	うち自殺
20 時 間 未 満	87 (50)	12 (0)	63 (38)	4 (1)
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満	44 (15)	6 (1)	42 (20)	5 (0)
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	36 (11)	6 (1)	35 (11)	7 (0)
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	34 (5)	11 (0)	41 (9)	14 (2)
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	35 (7)	9 (0)	33 (8)	6 (0)
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	45 (11)	2 (0)	55 (10)	7 (0)
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	27 (3)	3 (0)	32 (7)	5 (0)
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	14 (4)	1 (0)	20 (7)	3 (0)
160 時 間 以 上	28 (5)	4 (0)	34 (6)	6 (0)
そ の 他	360 (206)	13 (4)	528 (296)	22 (4)
合 計	710 (317)	67 (6)	883 (412)	79 (7)

注 1 本表は、支給決定事案ごとに心理的負荷の評価期間における1か月平均の時間外労働時間数を算出し、区分したものである。

2 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

3 自殺は、未遂を含む件数である。

4 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-7 精神障害の就労形態別決定及び支給決定件数

区分		年度		令和4年度				令和5年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数			
		うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺				
正規職員・従業員		1597 (718)	137 (11)	626 (254)	61 (3)	2053 (939)	152 (19)	752 (320)	71 (6)		
契約社員		115 (57)	3 (2)	16 (11)	0 (0)	135 (77)	2 (1)	28 (13)	0 (0)		
派遣労働者		77 (41)	4 (2)	15 (10)	1 (0)	73 (34)	2 (0)	16 (10)	2 (0)		
パート・アルバイト		177 (146)	7 (5)	48 (42)	3 (3)	290 (222)	8 (2)	77 (65)	3 (1)		
特別加入	中小事業主等	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (2)	2 (0)	2 (1)	1 (0)		
	一人親方等・ 特定作業従事者	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	5 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)		
	海外派遣者	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)		
その他		11 (4)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	18 (9)	2 (1)	4 (3)	0 (0)		
合計		1986 (966)	155 (20)	710 (317)	67 (6)	2583 (1283)	170 (23)	883 (412)	79 (7)		

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

2 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・ 正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・ 契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・ 派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・ パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-8 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の種類	具体的な出来事	令和4年度				令和5年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
			うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
1 事故や災害の体験	業務により重度の病気やケガをした	94 (31)	4 (0)	42 (14)	2 (0)	126 (43)	4 (0)	47 (8)	2 (0)
	業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	124 (64)	2 (0)	89 (43)	1 (0)	154 (88)	2 (0)	111 (63)	0 (0)
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	11 (6)	0 (0)	7 (5)	0 (0)	12 (1)	0 (0)	3 (0)	0 (0)
	多額の損失を発生させるなど仕事上のミスをした	29 (6)	5 (0)	8 (2)	3 (0)	46 (11)	11 (0)	12 (0)	5 (0)
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	10 (2)	2 (0)	6 (2)	1 (0)	13 (7)	3 (0)	4 (0)	2 (0)
	業務に関連し、違法な行為や不適切な行為等を強要された	7 (4)	1 (0)	3 (2)	1 (0)	23 (10)	1 (1)	7 (4)	0 (0)
	達成困難なノルマが課された・対応した・達成できなかった	22 (5)	3 (0)	7 (2)	1 (0)	17 (5)	4 (0)	4 (1)	1 (0)
	新規事業や、大型プロジェクト(情報システム構築等を含む)などの担当になった	9 (2)	4 (0)	3 (0)	2 (0)	10 (1)	1 (0)	3 (0)	0 (0)
	顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた	33 (15)	5 (1)	8 (1)	3 (0)	35 (15)	5 (0)	11 (2)	3 (0)
	上司や担当者の不在等により、担当外の業務を行った・責任を負った	2 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	4 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	180 (64)	32 (4)	78 (20)	16 (1)	265 (91)	34 (3)	100 (24)	18 (0)
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	27 (7)	2 (0)	21 (7)	2 (0)	61 (9)	12 (0)	35 (7)	8 (0)
	2週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った	53 (9)	12 (0)	38 (5)	9 (0)	52 (13)	9 (1)	33 (11)	7 (1)
	感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した					11 (10)	1 (1)	2 (1)	1 (1)
	勤務形態、作業速度、作業環境等の変化や不規則な勤務があった	5 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	6 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	26 (10)	1 (0)	6 (3)	0 (0)	38 (21)	3 (2)	9 (5)	0 (0)
	転勤・配置転換等があった	78 (30)	14 (1)	12 (4)	2 (0)	88 (38)	15 (2)	18 (5)	8 (0)
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	6 (3)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	18 (9)	2 (1)	5 (2)	2 (1)
	雇用形態や国籍、性別等を理由に、不利益な処遇等を受けた	18 (6)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	15 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	自分の昇格・昇進等の立場・地位の変更があった	2 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (7)	2 (2)	2 (1)	1 (1)
	雇用契約期間の満了が迫った	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5 パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	257 (112)	17 (4)	147 (57)	12 (2)	289 (116)	11 (2)	157 (55)	10 (2)
6 対人関係	同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた	148 (90)	1 (0)	73 (44)	0 (0)	118 (64)	1 (0)	59 (32)	1 (0)
	上司とのトラブルがあった	475 (254)	27 (5)	23 (10)	5 (2)	599 (316)	27 (4)	21 (9)	3 (0)
	同僚とのトラブルがあった	107 (74)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	143 (88)	3 (1)	7 (4)	1 (0)
	部下とのトラブルがあった	12 (5)	2 (1)	4 (2)	2 (1)	25 (10)	1 (0)	5 (3)	0 (0)
	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた					83 (66)	1 (1)	52 (45)	1 (1)
	上司が替わる等、職場の人間関係に変化があった	7 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
7 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	102 (101)	0 (0)	66 (66)	0 (0)	156 (153)	0 (0)	103 (100)	0 (0)
8 特別な出来事 注3		61 (25)	4 (0)	61 (25)	4 (0)	71 (30)	5 (0)	71 (30)	5 (0)
9 その他 注4		81 (34)	11 (3)	0 (0)	0 (0)	86 (48)	10 (2)	0 (0)	0 (0)
合計		1986 (966)	155 (20)	710 (317)	67 (6)	2583 (1283)	170 (23)	883 (412)	79 (7)

注 1 「具体的な出来事」は、令和5年9月1日付け基発0901第2号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による。

2 令和5年9月1日の認定基準の改正に伴い、「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」及び「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」が追加されたほか、旧認定基準における「具体的な出来事」の項目に統合があったため、旧認定基準で評価したものであって改正後の認定基準において統合された項目に関するものについては、改正後の認定基準において対応する項目に計上している。

3 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

4 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

5 自殺は、未遂を含む件数である。

6 ()内は女性の件数で、内数である。